
特定非営利活動法人 ユニバーサルイベント協会
定 款

2001年11月06日 法人設立
2005年 1月12日 定款一部変更
2008年12月18日 定款一部変更
2018年5月28日 定款一部変更

特定非営利活動法人 ユニバーサルイベント協会 定款

第一章 総 則

(商 号)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ユニバーサルイベント協会という。以下「本会」とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区に置く。必要に応じ支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、ユニバーサルイベント事業を通じ、少子高齢社会に対応した新たなコミュニケーション機会の構築を目指し、地域社会のまちづくりや、少子高齢社会における新たな文化、芸術またはスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う

- (1) ユニバーサルイベントに関する調査・研究事業
- (2) ユニバーサルイベント関連の普及、啓発活動事業
- (3) ユニバーサルイベントに関する人材育成事業
- (4) ユニバーサルイベントに関する指導事業
- (5) ユニバーサルイベントに関する診断事業
- (6) ユニバーサルイベントツールの開発事業
- (7) ユニバーサルイベントに関する資格・認定制度の企画、実施事業
- (8) ユニバーサルイベント運営・開発事業
- (9) その他、上記に関わるこの法人の目的達成に必要な事業

2 本会は、次のその他の事業を行う。

- (1) 広告代理業
- (2) 出 版 業

- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第二章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した法人・団体または個人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、活動に協力する法人・団体または個人
- (3) ユニスポ会員 本会が認定したユニバーサルスポーツ研修修了者
- (4) 協力会員 (1) または (2) までの活動継続が困難になった会員でOB会員として理事会が認めた個人

(入 会)

第7条 正会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣言を受け、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告に応じないとき
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名するこ

とができる

- (1) この定款などに違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金は、返還しない。

第3章 役員等

(種別および定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上30人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は本会の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、副理事長を補佐し、副理事長に事故あるとき、または副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は事務局長として、事務局を掌握する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、理事会の議決に基づき本会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
 - (2) 本会の財産の状況を監査する。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、

これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について理事に意見を述べる
こと。

(任 期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現
任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を
行なわなければならない。

4 任期の末日後の最初の総会が集結するまでの間、その任期を伸長するものとする。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定款の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なく
これを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任すること
ができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められた
とき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機
会を与えなければならない。

(チーフアドバイザー、シニアアドバイザー、アドバイザー)

第 19 条 本会にチーフアドバイザー、シニアアドバイザー、アドバイザー数名を置くことが
できる。

(1) チーフアドバイザー、シニアアドバイザー、アドバイザーは、学識経験者ま
たは本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱す
る。

(2) チーフアドバイザーは、本会の運営に関して理事長の諮問に答え、または理
事長に対して意見を述べることができる。

(3) シニアアドバイザーは理事長の要請により、理事会に出席し、議事に対する
助言を与えることができる。

(4) アドバイザーは本会の運営方針その他重要事項に関する理事長の諮問に応じ、
その要請にしたがって理事会で発言することができる。

(5) チーフアドバイザー、シニアアドバイザー、アドバイザーについても第 14 条
第 1 項の規定は準用される。

- (6) チーフアドバイザー、シニアアドバイザー、アドバイザーの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(報酬等)

- 第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

- 第21条 本会の会議は、総会および理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散および合併
 - (3) 事業計画および収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告および収支決算
 - (5) 役員の選任または解任、職務および報酬
 - (6) 会費の額
 - (7) 借入金（その事業年度内の収支を持って償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
 - (8) 事務局の組織および運営
 - (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1条号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

- 2 正会員は法人、個人にかかわらず一主体につき一票の表決権を有する。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加えることができない。

(総会での議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決者委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事の権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少ないとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総会の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとする。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加えることができない。

(理事会の議事録)

- 第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数および出席者および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事署名人 2 人以上が記名、押印または署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(構 成)

- 第 39 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(区 分)

- 第 40 条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(管 理)

- 第 41 条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

- 第 42 条 本会の会計は、法第二十七条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計の区分)

- 第 43 条 本会の会計は、次のとおり区分する。
- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
 - (2) その他の事業会計

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および予算)

第 45 条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 47 条 予算超過または予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更生)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更生をすることができる。

(事業報告および決算)

第 49 条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄を使用とするときは、総会の議決を経なければならない

第 7 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 51 条 本会の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 52 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 53 条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし合併の場合による解散を除く。

(剰余財産の帰属)

第 54 条 本会が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第 11 条第 3 項に定める法人、団体のうちから総会で定める者に譲渡するものとするものとする。

(合 併)

第 55 条 本会が合併しようとするときは、総会においては正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 本会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 57 条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 58 条 職員の任免は、理事長が行なう。

(組織および運営)

第 59 条 事務局の組織および運営に関して必要な要項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 運 用

(細 則)

第 60 条 この定款の運用に関しては、理事会の議決を経て、理事長が別途細則に定める。

附則

1. この定款は、本会の成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. 本会の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2002 年 6 月末日までとする。
4. 本会の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。
5. 本会の設立当初の事業計画および収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. 本会の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 個人 20,000 円
ただし、在学中の正会員で理事会の承認を受けた者は 10,000 円とする
 - (2) 賛助会員 法人 100,000 円
 - (3) 購読会員 6,000 円

別表 設立当初の役員

NO	役職名	氏名	NO	役職名	氏名
1	理事長	内山早苗		理事	福島早知子
2	理事	梶山忠彦		同	小暮進
3	同	小林公一		同	小坂善治郎
4	同	赤羽政嗣		同	松浦正好
5	同	梶原貞幸		同	後久博
6	同	伊藤芳晃		同	鈴木和平
7	同	本間喜久男		同	滝本哲男
8	同	伊藤春男		同	服部一弘
9	同	白川真弓		同	岡村道夫
10	同	深沢敬明		同	尾根優一

11	同	吉 井 靖		監 事	石 山 盛 也
12	同	金 井 槿 人			

附則

この定款は2005年1月12日から施行する。

附則

この定款は2008年12月18日から施行する。

附則

この定款は2018年5月28日から施行する。